深谷市 からのお知らせ

クラッソーネは深谷市と

空家等対策に関する連携協定を結んでいます。

※解体工事の一括見積りや不動産仲介等のご紹介はクラッソーネが提供するサービスです。

空き家に関する補助金について

解体や改修(リフォーム)に関する 補助制度があります。

※詳細は右記



老朽空家等を除却した場合の 固定資産税の減免について

老朽化した空家等を除却した土 地について、住宅用地特例が適用 された場合と同様に固定資産税 等を減免します。

※詳細は右記QRコードへ



各種相談窓口について

市役所内に、各種相談員による無料相談窓口を設置しています。 ※予約. お問い合わせ:自治振興課 TFI:048-574-8597

空家対策相談員 (市職員)が対応

予約制

法律相談

弁護士が対応

- ●対応時間:月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時 ●相談内容:空き家に関する相談全般
- - ●対応時間:毎週火曜日 午後1時30分~4時20分、
 - 毎月第4木曜日 午前9時~11時50分※1件あたり20分の予約制です ●相談内容:法律上の諸問題、金銭賃借など

予約制 登記·法律相談 司法書士が対応

●対応時間:毎週木曜日 午後1時30分~4時20分 ※1件あたり30分の予約制です。

●対応時間:毎月第3火曜日 午前9時~12時

- ●相談内容:相続、登記、遺言など
- 不動産相談
- ※1件あたり30分の予約制です。
- ●相談内容:不動産売買、賃貸など

知っていますか?空き家に関する2つの法改正

土地国庫 帰属制度

どんな制度?

合に、相続した土地を手放 して国の所有に出来る制 度です。2023年に開始さ れました。



対象となる

「建物が建っていない=更地 である | ことが前提条件で す。その上で、土壌汚染され ていない等いくつかの条件 があります。



シミュレーター

本制度の適用は更地が 前提条件です。まずは概 算の解体費用を把握しま



管理不全 空家等の新設



管理不全 空家等とは?

適切な管理ができておらず、 放置すると特定空家等になる 恐れのある建物のことです。 空き家問題の増加に伴い 2023年に新設されました。

管理不全空家等に

固定資産税等の減額措置が 解除されます。つまり土地の 固定資産税等が最大で6倍 になる可能性があります。



空き家の 迷惑度診断

所有されている空き家の 管理状態が適切かどうか が、簡単な質問に答えるだ けで診断できます。



クラッソーネは空き家や家じまいでのお困りごとをサポートしています



クラッソーネは、全国2,000社超の解体工事会社ネットワークで、安くて安心な解 体工事を実現する解体工事のプラットフォームです。不動産売却や深谷市をはじ めとした全国100の自治体※と「空家等の除却促進に係る連携協定」を締結し、空 き家問題の解決に取り組んでいます。※2025年1月24日現在行政運営の団体含む









自治体協定締結実績が国内最大級の解体工事サービス

空き家解決 マニュアル



空き家の放置がもたらす3つのリスク

空き家の長期間放置は、様々な実害が発生します。放置すればするほど、整理が難 しくなる"負動産"に。親族や近隣に負担をかけないためにも、自治体の制度を確認 して早期解決に取組みましょう。

Risk 01

累積する 家計へのダメージ!!



空き家は保持しているだけで、固定 資産税 · 水道光熱費 · 火災保険料 · 営 繕費用・移動交通費などがかかりま す。地域や建物により異なりますが、 一般的には年間20~30万円程かか るケースが多く、5年間も経てば100 万円を超える看過できない負担に。

02

老朽家屋が 法的措置の対象に!?



建物の管理がずさんで危険と判断さ れると「特定空家等」や「管理不全空 家等 | に認定されます。特定空家等で は、行政代執行による強制撤去で費 用を請求されるリスク、管理不全空家 等では固定資産税の減免措置が解 除され、納税額が上がるリスクが!

03

火災・損壊による 近隣トラブル!?



人が住まなくなり、管理がされなくな った建物は想像以上に劣化が早くな ります。樹木や雑草の繁茂、ゴミの不 法投棄など近隣とのトラブルの要因 にも。空き家の火災や倒壊で近隣に 被害を出したら数千万円超の損害賠 償請求をされるリスクも!

あなたの空き家はどうするのが最善? 下のYES/NOチャートで確認してみましょう!

Q 01

親族や 知り合いで 活用したい人が いる

親族の中で 家じまいに 対して反対 している人が いる

Q 02

古家付きの

Q 03

まま売却 できそう

できそう

古家を解体 して更地に したら 売却できそう

Q 04

STEP3~!

建物を解体するため の具体的な手順を 確認してみましょう!

近しい人が活用して くれるのであれば、 それが一番です。ま ずは親族間で話し合 いをしてみましょう!

合意を得ずに進め ると後々トラブルの 元になるケースも。 関係者で早めに「家 じまいをする という 合意をしましょう!

じて売却をご検討

下さい。建物は空き 家期間が長いと劣 化が進むので、行動 はお早めに!

不動産会社等を通

STEP

まずは空き家の資産価値を 調べることから始めませんか?

「自分の土地が売れるか分からない」そんな時は、すまいの 終活ナビをご活用下さい。土地面積などいくつかの質問に 答えれば、その場で売却額の目安が分かります。無料でお 使いいただけます。

> すまいの終活ナビ はこちら







土地の資産価値が高い場合も低い場合も まずはご相談下さい!



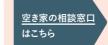
クラッソーネ「空き家の相談窓口」にご相談ください

クラッソーネでは、不動産売却先のご紹介、売却が困難な土地建物の引受け先のご紹介など、空き 家の整理に関するご相談をワンストップでお受けする「空き家の相談窓口」を開設しています。すべ て無料です。まずは一度ご相談下さい。

お電話でのご相談

豊富な知識と経験を持ったコンサルタントがサポートいたします。

通話 **0120-304-395** 受付時間 9:00~18:00 (定休日:土・日・祝)





土地の売却ができそうな場合は解体工事をご検討下さい。 必要な段取りを把握して不要なトラブルを回避しましょう!

● 1 見積り依頼



解体工事一括見積りサービス、も しくは直接、解体工事会社数社に 申し込みます。

● 現地調査

5 B



工事会社と一緒に建物の施工範 囲を1時間程度確認します。

● 13 見積書の確認と 契約手続き



見積書は1週間程で届きます。そ の後契約までの検討期間は1ヵ 月程が一般的です。

約1ヶ月

1 取り壊し証明書



解体工事会社より確実に入手し、 減失登記用に保管します。

滅失登記手続き



滅失登記は1ヶ月以内に法務局 へ申請しましょう。土地家屋調査 十へ依頼も可能です。

□4 家財整理

約

週



家具や庭木など、工事進行や費 用に影響する建物内外の不要物 を処分します。

約1週間

約1日

● 工事完了と 検収立会い



契約内容に相違なく作業が完了 しているか工事会社と確認しま

MISSION COMPLETE

全行程完了

○ 各種届出提出

リサイクル届、特定建設作業実施 届、石綿事前調査結果報告等を 行政に提出します。

約1调間

■ 解体工事着工

約2週間



工事期間はある程度余裕を持っ ておきましょう。

↑7 近隣挨拶



工事中にかける迷惑にそなえ、担 当者と挨拶に行きます。

06 ライフライン停止



約

1週





工事の一週間前までに、水道以 外のライフラインを停止します。

2 週

約